

Q6 離婚した場合、信用金庫年金の年金はどうなりますか？

▲6

離婚したときの年金分割制度では、厚生年金が分割されるため、当基金の基本年金のうち代行部分も同様に分割の対象となります。✖当基金への手続きは不要です。

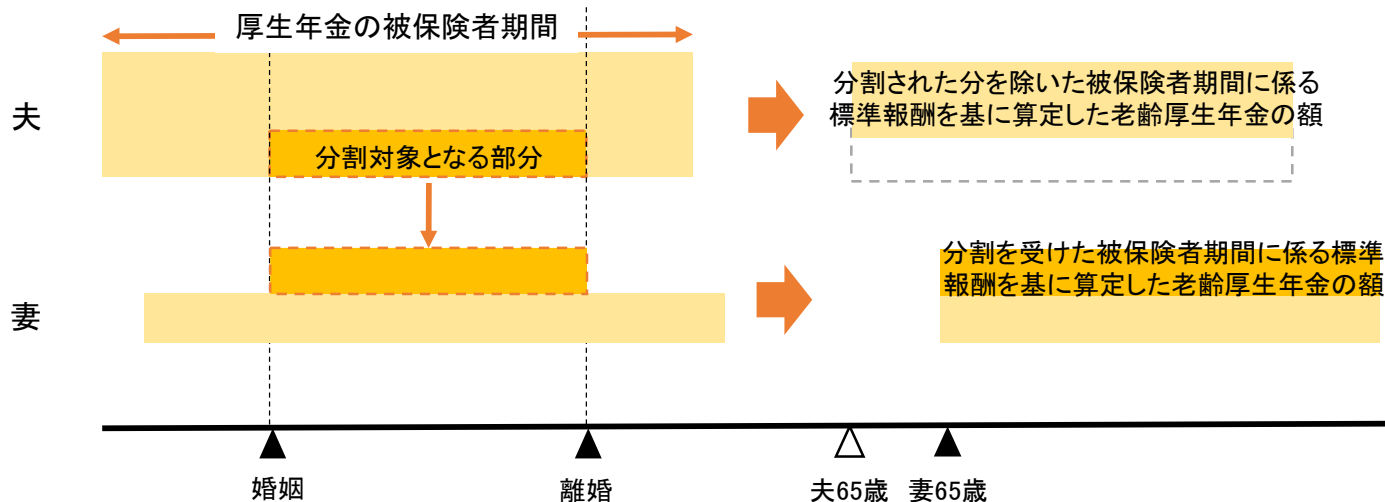
【離婚時の厚生年金の年金分割は「合意分割」と「第3号分割」があります】

合意分割

平成19年4月以降に離婚等した場合、夫婦間の合意または裁判所の決定に基づいて、婚姻期間中（施行日以前の婚姻期間も対象）の保険料納付記録を分割（離婚分割）することができます。

分割できるのは、年金額の計算基礎となる保険料納付記録（標準報酬月額および標準賞与額）で、婚姻期間中の夫婦双方の保険料納付記録（厚生年金の報酬比例部分のみ）が対象となります。分割割合は、夫婦の婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の合計の2分の1が上限です。分割後の年金は、本人の支給開始年齢から分割後の保険料納付記録に基づいて支払われます。なお、元配偶者が死亡しても年金額に影響はありません。

合意分割のイメージ



IV 給付に関すること

Q6 離婚した場合、信用金庫年金の年金はどうなりますか？

A6 第3号分割

平成20年5月1日以後に離婚等した場合、20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間については、当事者で合意がなくても、第3号被保険者からの請求により配偶者の厚生年金保険の保険料納付記録の2分の1が分割(第3号分割)されます。

第3号分割のイメージ

